

## 4 議案の要旨・附帯決議

### 内閣提出法律案

#### 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 30. 11. 27修正議決 参議院 11. 28法務委員会付託 12. 8本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設け、その運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一 出入国管理及び難民認定法の一部改正

- 1 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人を対象とする在留資格「特定技能（一号）」を創設する。
- 2 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人を対象とする在留資格「特定技能（二号）」を創設する。
- 3 政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針を定めなければならない。
- 4 法務大臣は、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長等と共同して、当該分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない。
- 5 特定技能（一号）の在留資格に係る活動を行おうとする外国人と雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、当該外国人に対する生活上の支援の実施に関する計画を作成しなければならない。

##### 二 法務省設置法の一部改正

法務省の外局として出入国在留管理庁を置き、同庁の長を出入国在留管理庁長官とするとともに、同庁の任務を「出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること」と定める。

##### 三 この法律は、一部の規定を除き、平成31年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、人材が不足している地域の状況を分野別運用方針に明記すること、特定技能の在留資格に係る制度の在り方に関する検討について、「施行後3年を経過した場合」から「施行後2年を経過した場合」に改めること等の修正が行われた。

##### 【附帯決議】(30. 12. 8法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法附則第2条の趣旨を踏まえ、人材確保が困難な状況にある地域において外国人労働者により不足する人材を確保するための具体的措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 二 特定技能外国人が日本人と同等額以上の適正な賃金の支払いを受け、公正な処遇を受けるよう、関係省令等に適切な規定を設け、必要があると判断された場合には、報酬の適正性に関する判断基準等を検討するとともに、特定技能雇用契約の適格性を厳正に審査し、関係機関の緊密な連携の下、受入機関及び登録支援機関に対し、賃金の支払状況や支援の実施状況等についての監督を十分に行之、不正行為があったときは厳正に対処すること。
- 三 技能実習に関する制度及び外国人留学生在が出入国管理及び難民認定法第19条第2項の許可を受けて行う報酬を受ける活動に関する制度の運用の実態を検証し、その結果に基づいて、制度又は

運用の見直しその他の必要な措置を講ずること。

- 四 外国人労働者及びその家族に関する社会保障制度及び日本語教育を含む教育制度の在り方について、これら制度の適切な運用を確保しつつ共生社会を実現する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五 特定技能制度の運用については、生産性向上や国内人材の確保のための取組を十分に行ってもなお人手不足の状況にある分野であることを客観的データ等を用いて適切に判断し、かつ、所要の技能を有することを試験等により正確に判定するなど、制度の趣旨を遵守するとともに、特定技能外国人の受入れにより日本人労働者の労働条件低下を招くことがないように、関係機関の連携の下、状況に応じ、当該分野の受入れ停止を含む適切な対応をとるものとする。
- 六 分野別運用方針に記載する受入れ見込み数は、政府が国会答弁で述べたとおり、当該分野の雇用情勢全般に関わる事項についての大きな変化が生じない限り、受入数の上限として運用すること。
- 七 特定技能外国人の送出国における悪質なブローカーの介在等を防止しつつ有為の外国人材を受け入れるため、送出国当局とも連携しつつ、実効性のある方策を講ずること。
- 八 不法滞在者等を不法に雇い入れる雇用主や不法就労をあっせんする悪徳ブローカーの責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。
- 九 我が国に適法に在留する外国人労働者の権利利益が十分に保護されること及び外国人が不当な差別を受けることなく我が国社会で共生していくことの重要性に鑑み、関係機関の連携の下、法令違反、不正行為に対する厳格な対応を行うとともに、ワンストップ型の相談窓口を設けるなどして、外国人が相談をしやすい仕組みの構築を検討すること。
- 十 近年の我が国の在留外国人数の増加を踏まえ、在留外国人からの永住許可申請に対しては、出入国管理及び難民認定法第22条第2項の要件の適合性について、厳格に審査を行うこと。  
右決議する。

## 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 30. 11. 22可決 参議院 11. 26文教科学委員会付託 12. 5本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、原子力事業者に対する損害賠償実施方針の作成及び公表の義務付け、原子力事業者による特定原子力損害賠償仮払金の支払のために必要な資金の貸付制度の創設、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手段の利用に係る時効の中断の特例に関する規定の新設、原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、損害賠償実施方針

原子力事業者は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針を作成し、これを公表しなければならない。

#### 二、特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け

- 1 原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく避難のための立退き又は事業活動の制限等によって生じた特定原子力損害を受けた被害者に対して、当該損害を填補するために賠償額の確定前に支払われる特定原子力損害賠償仮払金の支払を行おうとするときは、支払のために必要な資金の貸付けを行うことを、政府に対し申し込むことができる。
- 2 文部科学大臣は、貸付けの申込みがあった場合において、必要があると認めるときは、遅滞なく、貸付けを決定し、その旨を申込みを行った原子力事業者に通知する。
- 3 政府は、特定原子力損害の賠償額が確定したときは、特定原子力損害賠償仮払金の額に応じ、特定原子力損害の賠償に係る責任保険契約の保険金請求権又は補償契約の補償金請求権を

取得する。

- 4 文部科学大臣は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に、特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付けに関する文部科学大臣の権限に係る事務（貸付けの決定を除く。）を行わせることができる。

### 三、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例

原子力損害賠償紛争審査会が、政令で定める理由により和解の仲介を打ち切った場合において、和解の仲介を申し立てた者がその旨の通知を受けた日から1月以内に訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなす。

### 四、適用期限の延長

原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政府の援助に係る期限を延長し、平成41年12月31日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

### 五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成32年1月1日から施行する。

#### 【附帯決議】（30.12.4文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、今後の損害賠償措置額引上げの在り方については、東京電力福島第一原子力発電所及び同福島第二原子力発電所において発生した事故における甚大な被害を踏まえ、被害者への迅速かつ公正な賠償の実施、被害者への賠償に係る国民負担の最小化、予見可能性の確保といった観点から、必要に応じて、慎重な検討を行うこと。
- 二、原子力損害賠償紛争審査会は、被害者の意見を幅広く聴取した上で、原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を策定するとともに、策定された指針については適時適切に見直すこと。
- 三、政府は、原子力損害賠償紛争審査会の下に置かれた原子力損害賠償紛争解決センターが、迅速に和解を進めることに重要な役割を果たすことを踏まえ、被害者への公正かつ適切な賠償に資するため、同センターによる和解仲介手続の実効性を確保することを検討し、必要な措置を講じること。
- 四、原子力損害賠償に当たり、原子力事故を起こした原子力事業者の株主、金融機関等の利害関係者の負担を含め必要な検討を加えること。  
右決議する。

## 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 30.11.20可決 参議院 11.20内閣委員会付託 11.28本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、宿日直手当及び勤勉手当の額等を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、俸給表の改定

指定職俸給表を除く全ての俸給表について、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げる。

#### 二、諸手当の改定

- 1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を引き上げる。
- 2 宿日直手当について、宿日直勤務1回に係る支給額の限度額及び常直的な宿日直勤務に係る支給月額の限度額をそれぞれ引き上げる。
- 3 勤勉手当の支給割合について、年間0.05月分引き上げる。

### 三、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一及び二は平成30年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

## 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 30.11.20可決 参議院 11.20内閣委員会付託 11.28本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、俸給月額及び期末手当の改定

- 1 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。
- 2 内閣総理大臣等(秘書官を除く。)の期末手当の支給割合について、年間0.05月分引き上げる。

#### 二、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一は平成30年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

## 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(閣法第5号)

(衆議院 30.11.22可決 参議院 11.26国土交通委員会付託 11.30本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋基本法に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用は、海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋の持続可能な開発及び利用を実現することを旨として、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないこととする。
- 二 経済産業大臣及び国土交通大臣は、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって、自然的条件が適当である等の基準に適合するものを、関係行政機関の長への協議等を行った上で、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができることとする。
- 三 経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことにより海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を公募により選定し、選定した事業者が提出した当該区域内の海域の長期にわたる占用等に係る計画を認定するものとする。
- 四 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 五 この法律は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

### 【附帯決議】(30.11.29国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に当たっては、先行利用者である漁業者の有する漁業権や船舶運航事業者の有する航路通航権等の重要な権利の調整について万全の措置を講ずるとともに、生物多様性への影響の回避についての配慮を確実なものとするため、第8条第5項に基づく協議を通じて示される環境大臣の意見については、その内容を最大限踏まえること。また、利害関係者が同条第4項の規定による意見書を適切に提出できるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者による洋上風力発電設備の設計施工については、海洋環境の激変による海洋生物への影響を最小限にとどめるための適切な助言及び指導を行うこと。また、地震や台風など災害が多発する我が国の特性に鑑み、洋上風力発電施設に係る海洋の安全の確保が適切に図られるよう、十分留意すること。
- 三 洋上風力発電施設への投資は、陸上風力発電施設と比較し多大な経費がかかることが想定され、施設設置運営後も「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を始め、各種の公的な経営安定対策が不可欠であることから、多様なエネルギー政策の一環として、長期的な視点での助言及び指導を行うこと。
- 四 洋上風力発電施設の事業者が経営破綻した場合又は占用期間経過後に、撤去のための資金不足により洋上に風力発電施設が放棄されることとならないよう、将来の撤去費用の確保を当該事業者に対する占用許可の要件とするとともに、適切な指導監督に努めること。  
右決議する。

### 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 30.11.20可決 参議院 11.20法務委員会付託 11.28本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 報酬月額改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

#### 二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、平成30年4月1日から適用する。

### 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 30.11.20可決 参議院 11.20法務委員会付託 11.28本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 俸給月額改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

#### 二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、平成30年4月1日から適用する。

### 漁業法等の一部を改正する等の法律案(閣法第8号)

(衆議院 30.11.29可決 参議院 11.30農林水産委員会付託 12.8本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、資源管理措置並びに漁業の許可及び免許等の漁業生産に関する基本的制度と漁業協同組合制度の一体的な見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 一、漁業法の一部改正

### 1 水産資源の保存及び管理

イ 資源管理は、漁獲可能量による管理を行うことを基本とすることとする。

ロ 漁獲可能量による管理は、管理区分ごとの漁獲量の管理により行うこととし、漁獲量の管理は、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てることにより行うことを基本とすることとする。

ハ 農林水産大臣は、資源調査及び資源評価を行い、資源管理に関する基本方針を定めることとする。

ニ 船舶等ごとに設定された漁獲割当割合は、船舶等とともに譲り渡す場合等に、また、年次漁獲割当量は、他の漁獲割当割合設定者に譲り渡す場合等に、それぞれ農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転することができることとする。

### 2 大臣許可漁業

イ 船舶により行う漁業であって農林水産省令で定めるものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならないこととする。

ロ 農林水産大臣は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が農林水産大臣が定める割合を下回ると認める場合を除き、船舶の数及び船舶の総トン数その他の船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。

### 3 漁業権及び沿岸漁場管理

イ 都道府県知事は、5年ごとに、海区漁場計画を定めるものとし、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者等の意見を聴き、当該意見について検討を加え、その結果を公表しなければならないこととする。

ロ 都道府県知事は、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、存続期間の満了する漁業権（以下「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められる漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であって、その者が漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合は、当該者に、これ以外の場合は、漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に、免許をするものとする。

ハ 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、漁業協同組合等を沿岸漁場管理団体として指定することができることとし、沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程に基づき保全活動を行うこととする。

### 4 海区漁業調整委員会の選出方法の変更

海区漁業調整委員会の委員は、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命することとする。

### 5 密漁対策の強化

この法律に規定する場合を除き、農林水産省令で定める特定水産動植物の採捕を禁止するとともに、これに違反して採捕した者等は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金に処することとする。

## 二、水産業協同組合法の一部改正

### 1 理事等の構成

組合員の漁獲物等の販売の事業を行う漁業協同組合の理事のうち1人以上は、水産物の販売等又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこととする。

### 2 信用事業を行う漁業協同組合等の会計監査人の設置

信用事業を行う漁業協同組合等は、会計監査人を置き、計算書類及びその附属明細書について会計監査人の監査を受けなければならないこととする。

## 三、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の廃止

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律を廃止することとする。

## 四、施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令

で定める日から施行することとする。

- 2 政府は、漁業者の収入に著しい変動が生じた場合における漁業の経営に及ぼす影響を緩和するための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずることとする。
- 3 政府は、この法律の施行後10年以内に、改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

## 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 30. 11. 22可決 参議院 11. 26農林水産委員会付託 11. 30本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の適確な実施を確保するため、特定農林水産物等に係る地理的表示の使用規制を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、先使用期間の制限

登録又は指定の日前から農林水産物等に使用されていた特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等の使用期間を制限することとする。

#### 二、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制

広告等における特定農林水産物等に係る地理的表示の使用について規制の対象とすることとする。

#### 三、施行期日

この法律は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から施行するものとする。

### 【附帯決議】(30. 11. 29農林水産委員会議決)

特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物等の名称を知的財産として保護することは、生産者の利益の増進と需要者の信頼の保護に寄与するものであり、また、当該農林水産物等の生産者の努力を評価するものであることから、一次産業が経済的に大きな比重を占める農山漁村に利益をもたらすものであることを踏まえ、今後は海外における我が国の農林水産物等の名称を不正に使用した製品の流通の抑止等の効果が図られるよう、地理的表示の保護をさらに強化することが必要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 先使用期間の制限、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制等の新たな制度については、関係者に対する周知を徹底すること。特に、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制等については、広告等における適切な使用方法に係る判断基準を示す等運用の基準を明確にすること。
- 二 我が国と外国との地理的表示の相互保護の推進により、我が国の地理的表示が海外においても保護されるよう努めること。
- 三 海外における我が国の地理的表示を含む農林水産物等の名称等を不正に使用した製品や模倣品の監視に取り組み、そのような製品に対しては生産者団体等と連携して是正措置を求めるとともに、我が国の農林水産物等の名称の海外における第三者による商標登録が防止されるよう必要な対応を行うこと。
- 四 地理的表示保護制度の一般消費者への周知を図るとともに、我が国の登録に係る特定農林水産物等の国の内外における認知度の向上及び輸出促進に努めること。
- 五 地理的表示の登録を目指す産地が行う品質基準の設定、品質管理体制の整備等の取組について、専門家による助言等の支援を充実すること。
- 六 潜在的競争力のある特徴を備えた農林水産物等について、地理的表示保護制度はもとより、地

域団体商標制度等、多様な選択肢を踏まえた上で、生産及び流通の状況に適したブランド化の取組を促進すること。

右決議する。

## 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 30.11.20可決 参議院 11.20外交防衛委員会付託 11.28本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び陸上自衛隊の学校の生徒（以下「生徒」という。）の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。
- 二、営外手当の月額を6,020円とする。
- 三、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の170とする。
- 四、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の167.5とする。
- 五、本法律は、公布の日から施行し、一から三については平成30年4月1日から適用する。ただし、四については平成31年4月1日から施行する。

## 食品表示法の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 30.11.22可決 参議院 11.29消費者問題に関する特別委員会付託 12.8本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品を回収する食品関連事業者等に回収に着手した旨及び回収の状況の届出を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、食品の回収の届出に関する事項
  - 1 食品関連事業者等は、第6条第8項の内閣府令で定める事項（食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項）について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならない。
  - 2 内閣総理大臣は、1による届出があったときは、その旨を公表しなければならない。
  - 3 1による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。
- 二、施行期日  
この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(30.12.5消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令を定めるに当たっては、届出を要しない自主回収の範囲を明確に規定し、事業者及び消費者に分かりやすいものとする。
- 二 食品衛生法又は食品表示法に違反する食品の自主回収情報を一元的に提供するシステムを速やかに整備し、本法を可及的速やかに施行するよう努めること。また、本法施行までの間も、現行の消費者庁リコール情報サイトのメールサービスによる情報配信の利便性向上及び周知に努める

こと。

- 三 食品衛生法又は食品表示法に違反する食品の自主回収情報を一元的に提供するシステムを構築するに当たっては、情報を一覧化し、消費者にとって危害性等の種類や情報の重要度が分かりやすいものとなるよう工夫すること。また、システムの存在や活用方法について、事業者及び消費者への普及・啓発に取り組むこと。
- 四 安全性に関わる表示事項（アレルゲン、保存方法、消費期限等）の欠落や誤表示などは健康危害を引き起こすおそれがあることから、消費者への情報提供の迅速性が求められていることに鑑み、自主回収の必要性が生じた時点での情報提供の在り方についても検討すること。
- 五 事業者が自主回収した食品のうち、食品を摂取する際の安全性に影響がないものについては、支援を必要としている人々に提供するなど、できるだけ食品として活用されるよう取り組むこと。また、食品ロスの削減に向けて必要な措置を速やかに講ずること。
- 六 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などにより訪日外国人旅行者の増加が見込まれることを踏まえ、食品に禁忌のある宗教やベジタリアン等への配慮も含め、訪日外国人旅行者が理解できるよう、食品表示の方法を検討すること。
- 七 食品表示が消費者に十分活用されるよう、食品表示制度の普及、理解の促進等に向け、消費者教育に一層取り組むこと。  
右決議する。

## 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第12号)

(衆議院 30. 11. 22可決 参議院 11. 29政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 12. 8本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成31年3月から5月までの間に満了することとなる実情等に鑑み、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等に対する国民の関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成31年3月から5月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等についての選挙の期日

平成31年3月から5月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等について、いわゆる90日特例の規定による場合等を除き、原則として、その選挙の期日を都道府県及び指定都市の選挙にあっては、平成31年4月7日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあっては、同月21日に統一する。

二、衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙等についての選挙の期日

一に合わせ、衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙等についても、平成31年については、その選挙の期日を4月21日とする。

三、その他

重複立候補の禁止、寄附等の禁止期間の特例等、必要な特例を設ける。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

## 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案(閣法第13号)

(衆議院 30. 12. 4可決 参議院 12. 5内閣委員会付託 12. 8本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって

祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日は、休日とする。
- 二、この法律は、公布の日から施行し、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の規定による天皇の即位に関して適用する。
- 三、一により休日となる日は、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日として、同法の規定の適用があるものとする。
- 四、一及び三により休日となる日は、他の法令（国民の祝日に関する法律を除く。）の規定の適用については、同法に規定する休日とする。
- 五、この法律（六を除く。）は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が同法の規定により効力を失ったときは、その効力を失う。
- 六、五の場合において必要な経過措置は、政令で定める。

**【附帯決議】**（30.12.6内閣委員会議決）

本法の施行により、来年の4月27日から5月6日まで、土曜日、日曜日を含めて最大10日連続の休日となるため、奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間にわたる休日について歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている。

よって政府は、本法の施行による長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来すことのないよう、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国民が天皇の即位をお祝いし、長期間にわたる休日を安全に安心して過ごすことができるよう、電気、ガス、水道等のライフラインの維持はもとより、金融システムの稼働、災害時の対応等に関し、関係機関の緊密な連携協力の下、十全な体制がとられること。
- 二 長期間にわたる医療機関等の休業により患者の治療等に支障を来すことのないよう、当該期間中における各医療機関等の休業日等の周知徹底、休日における医療機関等相互の連携協力体制の確実な運営の確保等、適切な対応がとられること。
- 三 当該期間中及びその前後に、各交通機関の大混雑、宿泊施設の不足等の混乱が予想されるため、関係機関・団体等の密接な連携協力の下、これらの混乱をできるだけ避けるよう、適切な対応がとられること。
- 四 需要の増加により混乱を来すことが懸念される運輸業、小売業等において、予想される状況についての業界による周知徹底等により、取引先、消費者等の理解と協力が得られるようにすること。
- 五 当該期間中に勤務する労働者が長時間労働をすることなく、また、休日の増加が時給制や日給制によって雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう、有給休暇の追加的付与や特別手当の支給など各事業主等において適切な対応がとられること。
- 六 当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもの保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等についてその事業主ができるだけ配慮するようにすること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること等、適切な対応がとられること。
- 七 新年度を迎えた直後の学生、生徒、児童及び園児が長期間にわたる休日により心身に影響を被る可能性に十分留意し、これらの者の心身の健康が保たれるよう、関係機関の連携協力により適切な対応がとられること。あわせて、この時期に、ばちんこや公営競技を経験し始める若年者が多いことから、年齢による入場規制等が徹底されるよう関係機関の対応を強化すること。

右決議する。

**サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(第196回国会閣法第45号)**

（衆議院 30.11.27可決 参議院 11.28内閣委員会付託 12.5本会議可決）

**【要旨】**

本法律案は、サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティ

に関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣その他関係事業者等を構成員とするサイバーセキュリティ協議会を組織するものとする。とともに、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務をサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、サイバーセキュリティ協議会の組織等

- 1 サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣（以下「本部長等」という。）は、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。
- 2 本部長等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - イ 国の関係行政機関の長（本部長等を除く。）
  - ロ 地方公共団体又はその組織する団体
  - ハ 重要社会基盤事業者又はその組織する団体
  - ニ サイバー関連事業者又はその組織する団体
  - ホ 大学その他の教育研究機関又はその組織する団体
  - ヘ その他本部長等が必要と認める者
- 3 協議会は、1の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。
- 4 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

#### 二、サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務の追加及び当該事務の委託

- 1 サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）の所掌事務にサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関することを追加する。
- 2 本部は、1の追加される事務の一部を、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人に委託することができる。

#### 三、罰則

一の4に係る規定に違反した者に対する罰則を整備する。

#### 四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 水道法の一部を改正する法律案(第196回国会閣法第48号)

(衆議院 第196回国会30.7.5可決 参議院 第196回国会7.19厚生労働委員会付託 12.5本会議可決 衆議院 12.6可決)

#### 【要旨】

本法律案は、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、都道府県による水道基盤強化計画の策定、水道事業者等による水道施設台帳の作成、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定

し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

- 二 厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。都道府県は、基本方針に基づき、水道基盤強化計画を定めることができる。
- 三 都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会を組織することができる。
- 四 水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕をしなければならない。また、水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、保管しなければならない。
- 五 水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。また、水道事業者は、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 六 地方公共団体である水道事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第1項の規定により水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- 七 指定給水装置工事事業者の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**【附帯決議】**（30.12.4厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、水道の基盤強化に当たっては、水道が極めて公共性の高い、国民の日常生活や命にも直結する貴重な財産であることを踏まえ、全ての国民が水道の恩恵と安心・安全な水の供給を将来にわたって享受できるよう、国、地方公共団体及び水道事業者等の相互の連携を深めること。
- 二、将来にわたって国民生活の安心と安全を確保するとともに、大規模災害の発生等にも備えるため、管路の老朽化への対応及び耐震化の推進等、水道施設の継続的な更新と整備に万全を期すとともに、地方公共団体において施設整備の体制を支える人員及び予算が十分に確保されるよう努めること。また、災害時における速やかな応急給水・応急復旧を図るための組織体制、災害対応システム等が十分に整備・運用されるよう、必要な措置を講ずること。
- 三、水道の基盤強化を図るために、水道事業に携わる人材の確保、技術の継承及び労働環境の改善が必要であることに鑑み、地方公共団体がこれらを実現するために必要な支援を行うこと。特に官民連携を行うに当たって、この点が重要となることを十分認識し、事業運営に支障を来すことのないよう、海外の再公営化事例の検証を含めて総合的な施策を講ずること。
- 四、水道の基盤強化の基本的かつ総合的な施策の推進に当たっては、中山間部、過疎地域や人口減少の著しい地域等の自然的・社会的条件の厳しい地域を抱える地方公共団体や、経営基盤が脆弱な小規模の水道事業者に十分配慮して、必要な技術的・財政的援助を行うこと。
- 五、水道施設運営権の設定については、水及び水道施設が国民共有の貴重な財産であること、また、重要な生活インフラである水道事業に外国資本が参入する可能性や、将来的に料金が高騰したりサービス品質が低下したりする可能性に留意し、その決定は厳に地方公共団体が住民の意思を十分に踏まえた上での自主的な判断に委ねられるべきであることを大前提に、公正かつ公平な手続や透明性を十分に確保した民間事業者の選定を含め、公共性及び持続性に十分留意したものとなるよう、地方公共団体において検討すべき事項の具体的な指針を本法施行までに明示すること。
- 六、水道施設運営権の設定の許可に当たっては、地方公共団体において民間事業者の運営状況をモニタリングするための適切な体制が確保されているかについて厳格に審査を行うとともに、水道料金や水質基準への適合などの規制・モニタリングが確実に実施され、必要に応じ第三者による確認も得つつ、運営における公共性・公平性・公益性の確保を明確にするための具体的な指標等を示すこと。

- 七、水道施設の維持管理、修繕及び計画的な更新が、地域の生活インフラの基盤として極めて重要であることに鑑み、これらの措置が適切に行われるよう、必要な支援を含めた包括的水道事業システムの構築に努めること。
- 八、指定給水装置工事事業者の更新時に取得する修繕対応の可否等の情報、修繕時のトラブル防止や悪質商法に関する情報等を水道利用者に分かりやすく提供するよう、水道事業者に対し指導すること。また、給水装置工事主任技術者、配管工事に携わる者の技術・技能の維持・向上を図るための研修の充実等を通じて指定工事事業者の質の向上を図ること。
- 九、水道の需給バランスの平準化を進める観点等から、水道スマートメーターを含む周辺機器の研究及び開発を促進するため、必要な措置を講ずること。
- 十、上工下水、農業用水等の人間が利用する水のみならず、表流水、地下水等を一体として捉える水循環の視点から水利用の最適化を図ることにより、低廉で高品質な水道水を供給できる体制の維持に努めること。
- 右決議する。

### **成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第196回国会閣法第56号)**

(衆議院 継続審査)

#### **【要旨】**

本法律案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ろうとするものである。

### **国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(第196回国会閣法第57号)**

(衆議院 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る道路運送車両法等の特例措置の追加等を行おうとするものである。

## 本院議員提出法律案

### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける歳費については、当分の間、歳費月額から、歳費月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、一の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

### 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

### 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

### 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

### 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、公文書等の管理の適正化を図るため、電磁的記録による公文書等の管理、国会議員等からの要求に係る文書の作成、保存期間及び廃棄の概念の廃止等について定めようとするものである。

### 柔道整復師法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、柔道整復師が、脱臼又は骨折が疑われる者に応急手当をしようとする場合において、その患部に、一定の条件の下に、撮影のためのエックス線の照射をすることを業として行うことができるようにしようとするものである。

### 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととするものである。

## 租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

## 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

## 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

## 国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処するためには一層の歳出の削減が不可欠であること等に鑑み、国家公務員の人件費の総額の削減を図るための施策を総合的に推進するため、当該施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人件費削減推進本部を設置しようとするものである。

## 教育無償化等制度改革の推進に関する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、学校教育等を受けることの重要性に鑑み、教育費用の負担を解消し、又は軽減するための制度の改革を集中的に推進するため、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

## 国会法の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、各議院において議員が国政に関し自由に討議する機会が確保されるよう、議院の会議における自由討議の制度を設けようとするものである。

**政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(参第14号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、政策金融改革が平成18年6月27日において行政改革推進本部が決定した設計どおりに進行していない現状に鑑み、必要な政策金融改革の着実な達成を図るため、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止するとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の株式の処分等について定めるものである。

**独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(参第15号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、独立行政法人都市再生機構の業務を全て民間に委ねることが可能となっており、これを全て民間に委ねることがより自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、同機構を完全民営化することを定めるとともに、同機構の完全民営化の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、並びに同機構の完全民営化に関し必要な措置を定めることにより、同機構の完全民営化を着実に推進しようとするものである。

**農地法の一部を改正する法律案(参第16号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、農地所有適格法人以外の法人による農地所有等を可能とするため、農地又は採草放牧地の権利移動について、農地所有適格法人以外の法人が所有権、賃借権等を取得しようとする場合に許可をすることができないこととしている規定等を削るとともに、これに伴う目的規定の改正等を行おうとするものである。

**労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案(参第17号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、解雇の要件が不明確であること等が解雇その他の労働契約の終了に関する個別労働関係紛争の発生及びその長期化の要因となっていること等に鑑み、労働契約の終了の円滑化に関する施策を重点的に推進するため、労働契約の終了の円滑化に関する施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、労働契約の終了の円滑化に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

**地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案(参第18号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備を図るため、その基本理念、介護サービス等に係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

## 大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合においては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減及びこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとするについて定めようとするものである。

## 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備を図るため、その基本理念、保育サービスに係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

## 児童福祉法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、保育に係る人材確保のため、登録保育従事者の制度を設けようとするものである。

## 国家公務員法の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、国の行政機関の職員の人事管理をより厳格なものとする必要があること等に鑑み、人事評価を相対評価により行おうとするものである。

## 地方自治法の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、地方行政の運営における普通地方公共団体の長の主導性の向上に資するため、普通地方公共団体が、条例で、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等について、当該普通地方公共団体の長が議会の同意を得て特別職の職員としてこれを選任することができるようにするものである。

## 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じつつ、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、内国税の賦課及び徴収に関する事務その他の国税庁が所掌している事務並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

## 道州制への移行のための改革基本法案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革を総合的に推進するため、当該改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置しようとするものである。

## 消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、消費税率の引上げについて、現下の厳しい経済状況及び一層の歳出の削減を図る取組が不十分であり国民の理解が得られていない状況に鑑み、これを凍結することに関し必要な事項を定めるとともに、消費税の軽減税率制度について、対象範囲に対する国民の不公平感が払拭されていないこと、これに係る財源の確保がなされていないこと等に鑑み、これを廃止することについて定めるものである。

## 医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、医療、介護及び保育に係る事業の社会経済情勢の変化に対応した経営の確保が重要な課題となっていることに鑑み、当該課題に対処するための医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人に係る制度の改革に関する基本的な事項について定めようとするものである。

## 医療法等の一部を改正する法律案(参第28号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、会社等が病院の開設等を行うことができるようにしようとするものである。

## 世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案(参第29号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、急速な少子高齢化の進展に伴い、現行の公的年金制度における負担と受益に係る世代間格差が著しいものとなっており、その早急な是正が求められていること及び世代間格差の是正が公的年金制度を持続可能なものとする上で不可欠であることに鑑み、世代間格差を是正するための公的年金制度の改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進しようとするものである。

## 災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による要請に関する法律案(参第30号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、災害からの復旧復興において当該災害を受けた地方公共団体のニーズをより反映させることができるようにするため、当該地方公共団体の長が、国の行政機関の長又は都道府県知事に対し、災害からの復旧復興に関し必要な措置の実施を要請することができることとし、当該要請を受けた国の行政機関の長又は都道府県知事は、当該要請への対応について通知しなければならない

いことについて定めようとするものである。

### **地方教育行政改革の推進に関する法律案(参第31号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、地方公共団体において地域の実情に応じた教育行政が行われるようにすることが喫緊の課題となっていることに鑑み、地方教育行政改革を集中的に推進するため、地方教育行政改革について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

### **国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(参第32号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、我が国の平和及び安全の確保に資するため、その取引等が国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、自由な経済活動との調和を図りつつ、その取引等に対し必要最小限の規制を行おうとするものである。

### **森林法の一部を改正する法律案(参第33号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、水源の涵養等多面的な機能を有する森林の保全の重要性に鑑み、保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする当事者に対し事前の届出の義務付け等を行おうとするものである。

### **領域等の警備に関する法律案(参第34号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域等における自衛隊の行動その他の必要な事項について定めることにより、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするものである。

### **原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(参第35号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、原子力災害対策の強化を図るため、地域原子力防災協議会の組織等について定めるとともに、原子力災害に関する地域防災計画の原子力規制委員会への報告等について定めようとするものである。

### **廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(参第36号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、産業廃棄物処理施設の設置が他の都道府県の区域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合について、産業廃棄物処理施設の設置予定地を管轄する都道府県知事に対して、当該設置の許可に当たり、当該他の都道府県の知事との協議を義務付けようとするものである。

## 地方自治法の一部を改正する法律案(参第37号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

## 労働基準法の一部を改正する法律案(参第38号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、監督又は管理の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者の職務と責任に鑑み、これらの者について深夜の割増賃金の規定を適用しないこととしようとするものである。

## 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第39号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、人気投票の経過又は結果の公表を解禁しようとするものである。

## 公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案(参第40号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、選挙運動の効率化等を図るための措置として、公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供方法に関する検討等について定めようとするものである。

## 労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案(参第41号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、行政に要する経費を抑制することが必要とされる一方で、労働基準監督行政の役割が一層重要となっていることに鑑み、労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保について必要な事項を定めようとするものである。

## 個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参第42号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する基本的な事項のうち、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められるものについては、政令で定める取扱いを標準として条例が定められるようにしようとするものである。

## 公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案(参第43号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所において当該高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等が当該高等学校、大学等の所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない場合であってもできる限り投票を行うことができるようにするための措置を含め、高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等の高等学校、大学等に設けられる期日前投票所における投票の促進のための措置について、政府が、検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするものである。

#### **財政法の一部を改正する法律案(参第44号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、文教・科学振興費の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行すること等ができるようにするとともに、政府が、徹底した歳出の削減のための措置等を通じてその公債等の償還財源の確保を図り、その速やかな償還に努めるものとするものである。

#### **健康保険法の一部を改正する法律案(参第45号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、厚生労働大臣は、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に係る厚生労働大臣の定めについて、必要な改定をするものとしようとするものである。

#### **高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第46号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、厚生労働大臣は、後期高齢者医療給付につき、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に関する厚生労働大臣が定める基準について、必要な改定をするものとしようとするものである。

#### **国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(参第47号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業における宿泊日数の下限に係る制限を削除しようとするものである。

#### **保育士給与の官民格差の是正に関する法律案(参第48号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、保育士の給与の水準について、公立の保育所において保育に従事する保育士と民間の保育所において保育に従事する保育士との間に格差が存在することに鑑み、その格差の是正を図るための措置について定めようとするものである。

#### **特定土砂等の管理に関する法律案(参第49号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、特定土砂等の管理に関する制度を設けようとするものである。

#### **土地の掘削等の規制に関する法律案(参第50号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全を図るため、土地の掘削等について必要な規制を行おうとするものである。

#### **土砂等の置場の確保に関する法律案(参第51号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場の確保について定めようとするものである。

#### **生活保護法の一部を改正する法律案(参第52号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、被保護者がばちんこ屋等の客となることを禁ずるとともに、被保護者による勝馬投票券の購入を禁止する競馬法の規定等を被保護者は遵守すべきことを定めようとするものである。

#### **当せん金付証票法の一部を改正する法律案(参第53号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、当せん金付証票を購入してはならないこととするものである。

#### **競馬法の一部を改正する法律案(参第54号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、勝馬投票券を購入してはならないこととするものである。

#### **自転車競技法の一部を改正する法律案(参第55号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、車券を購入してはならないこととするものである。

#### **小型自動車競走法の一部を改正する法律案(参第56号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### **【要旨】**

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、勝車投票券を購入してはならないこととするものである。

#### **モーターボート競走法の一部を改正する法律案(参第57号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、舟券を購入してはならないことについて定めようとするものである。

**スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(参第58号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならないこととするものである。

**マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参第59号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、政府において、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建替え決議の要件を緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするについて定めようとするものである。

**母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案(参第60号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、離婚後に児童を監護しない親が支払うべき養育費を支払わない事例が多く生じているため、国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとするとともに、政府は、この法律の施行後1年以内に、養育費の徴収制度等の導入について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとしようとするものである。

**違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(参第61号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、違法な国庫金の支出等について、会計検査院に対し監査を求め必要な措置を講ずべきことを請求するとともに、監査の結果に不服がある等の場合には訴訟を提起することができる制度を設けようとするものである。

**防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第62号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額を定める政令に係る根拠規定を改正するとともに、政府は、この法律の施行後6月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、当該政令を制定するものと定めるものである。

**防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第63号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

**【要旨】**

本法律案は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、

自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討について定めるものである。

### **株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(参第64号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を平成32年3月31日までとすること等を内容とするものである。

### **まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案(参第65号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、まち・ひと・しごと創生法を廃止しようとするものである。

### **社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案(参第66号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和が我が国経済の成長の促進に資することに鑑み、そのための措置について定めようとするものである。

### **民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参第67号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、株式会社民間資金等活用事業推進機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を平成32年3月31日までとしようとするものである。

### **都市計画法の一部を改正する法律案(参第68号)**

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、政府において、都市計画等の見直しが行われるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとするとともに、都市計画が決定された後においても当該都市計画に係る住民の意見を反映させるために必要な措置、都市計画に係る不服申立て及び訴訟の制度の在り方、並びに都市計画法第53条の規定による都市計画施設の区域等内における建築物の建築の制限を受ける者の当該制限により生ずる経済上の不利益に対応するための措置の必要性の有無について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするについて定めようとするものである。

### **外国人労働者等の出入国及び在留の適切な管理に関する法律案(参第69号)**

(参議院 30.11.29法務委員会付託 審査未了)

#### **【要旨】**

本法律案は、生産性の向上及び国内の人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある地域及び産業上の分野において、外国人により不足する人材を確保することが我が国の経済の持続的かつ健全な発展を図る上で緊要な課題であることに鑑み、外国人の基本的な人権を尊重するとともに共生社会の実現に資するよう配慮しつつ、外国人労働者等の出入国及び在

留の管理を適切に行うため、この法律の施行後6月以内に、外国人労働者等の在留資格の在り方を含む外国人労働者等に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものである。

## 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第70号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

## 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第71号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止しようとするものである。

## 国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(参第72号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会がその内容に特定秘密以外の行政上の秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、内閣又は官公署がその求めに応じなかったときは、その議院又は委員会若しくは参議院の調査会は、その議院の情報監視審査会に対し、内閣又は官公署がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができることとするものである。

## 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(参第73号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、労働者の正規労働者としての雇用に伴う中小企業者の経済的負担の軽減及び労働者の正規労働者としての就業の機会の増大を図るため、この法律の施行の日から5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずるものである。

## 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(参第74号)

(参議院 30.12.6厚生労働委員長提出 12.8本会議可決 衆議院 12.10可決)

### 【要旨】

本法律案は、造血幹細胞移植に用いられる臍帯血の提供について臍帯血供給事業者以外の者による不適切な事案が生じている状況に鑑み、移植に用いる臍帯血の適切な提供の推進を図るため、臍帯血供給事業者が移植に用いる臍帯血について行う場合等を除き、移植に用いる臍帯血の採取、保存、引渡し等及び造血幹細胞移植に用いることができるものとしての臍帯血の取引を業として行う

ことを禁止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 臍帯血供給事業の許可を受けた者（以下「臍帯血供給事業者」という。）でなければ、業として、移植に用いる臍帯血の採取、調製、保存、検査若しくは引渡しをし、又は引渡しを受けてはならない。ただし、臍帯血供給事業者の委託により行う場合、臍帯血供給事業者が引渡しをした移植に用いる臍帯血について行う場合、移植に用いる臍帯血を採取される者の委託により当該移植に用いる臍帯血を当該者若しくはその親族が用いるために採取される移植に用いる臍帯血について行う場合（臍帯血供給事業を行う場合を除く。）又はその他移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合はこの限りでない。
- 二 何人も、業として、人の臍帯血（採取の後調製されたものを含む。以下同じ）（一によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる臍帯血（当該移植に用いる臍帯血であることをその者が知らないものを除く。）を除く。）を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。ただし、臍帯血供給事業者（その委託を受けた者を含む。）が移植に用いる臍帯血を引き渡す場合、人の臍帯血を採取される者の委託により当該人の臍帯血を当該者若しくはその親族が用いるために引き渡す場合又はその他移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合はこの限りでない。
- 三 何人も、業として、二により禁止される人の臍帯血の引渡しを受けてはならない。
- 四 一、二又は三に違反した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 五 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

## 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案（参第75号）

（参議院 30.12.6厚生労働委員長提出 12.8本会議可決 衆議院 12.10可決）

### 【要旨】

本法律案は、脳卒中、心臓病その他の循環器病が国民の疾病による死亡の原因及び国民が介護を要する状態となる原因の主要なものとなっている等循環器病が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、循環器病の予防に取り組むこと等により国民の健康寿命の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、循環器病対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び循環器病対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、循環器病対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、生活習慣の改善等による循環器病の予防及び循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めるようにすること、循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるようにすること等を定める。
- 二 国は、一の基本理念にのっとり、循環器病対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 三 政府は、循環器病対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 四 政府は、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策推進基本計画を策定しなければならない。また、都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とし、都道府県循環器病対策推進計画を策定しなければならない。
- 五 国及び地方公共団体による基本的施策として、循環器病の予防等の推進、循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る体制の整備、医療機関の整備、循環器病患者等の生活の質の維持向上、保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備等の事項を定める。
- 六 厚生労働省に、循環器病対策推進協議会を置く。また、都道府県は、都道府県循環器病対策推進協議会を置くよう努めなければならない。

七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

### 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)

(衆議院 30.11.20可決 参議院 11.28議院運営委員会付託 11.28本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の全給料月額を改定するとともに、平成30年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 二、平成31年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一については平成30年4月1日から適用し、二については平成31年4月1日から施行すること。

### 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案(衆第5号)

(衆議院 30.12.4可決 参議院 12.5文教科学委員会付託 12.8本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

- 1 「興行」とは、映画、演劇、演芸、音楽、舞踊その他の芸術及び芸能又はスポーツを不特定又は多数の者に見せ、又は聴かせること（日本国内において行われるものに限る。）をいう。
- 2 「特定興行入場券」とは、興行入場券（それを提示することにより興行を行う場所に入場することができる証票）であって、不特定又は多数の者に販売され、かつ、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
  - ① 興行主等（興行主又は興行主の同意を得て興行入場券の販売を業として行う者をいう。）が、当該興行入場券の売買契約の締結に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、その旨を当該興行入場券の券面等に表示したものであること。
  - ② 興行が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者又は座席が指定されたものであること。
  - ③ 興行主等が、当該興行入場券の売買契約の締結に際し、入場資格者又は購入者の氏名及び連絡先を確認する措置を講じ、かつ、その旨を当該興行入場券の券面等に表示したものであること。
- 3 「特定興行入場券の不正転売」とは、興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であって、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするものをいう。

#### 二、特定興行入場券の不正転売等の禁止

- 1 何人も、特定興行入場券の不正転売をしてはならない。
- 2 何人も、特定興行入場券の不正転売を目的として、特定興行入場券を譲り受けてはならない。

#### 三、興行入場券の適正な流通の確保に関する措置

興行主等による特定興行入場券の不正転売の防止等に関する措置、相談体制の充実、国民の関心及び理解の増進、施策の実施に当たっての配慮等について定める。

#### 四、罰則

二に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

#### 五、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、2のために必要な準備行為は、この法律の施行の前日においても行うことができる。
- 2 文部科学省は、興行入場券の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整をつかさどることとする。

## 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第6号)

(衆議院 30.12.4可決 参議院 12.5文教科学委員会付託 12.8本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、我が国の経済社会を更に発展させるためには科学技術・イノベーション創出の活性化を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現することが極めて重要であることに鑑み、科学技術・イノベーション創出の活性化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改める。また、目的規定について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関し、必要な事項等を定めることとし、あわせて経済社会の健全な発展に寄与する旨を加える。
- 二、研究開発法人及び大学等は、その経営能力の強化を図るに当たり、その経営に関する専門的知識を有する人材等の育成及び確保に努めるものとする。また、国は、研究開発法人及び大学等の経営能力の強化を図るため、その経営に係る体制の整備の支援等の必要な施策を講ずるものとする。
- 三、研究開発法人及び大学等は、産学官連携を組織的に推進するために必要な体制の整備、仕組みの構築、民間事業者に対する情報の提供等の取組を行うよう努めるものとする。
- 四、研究開発法人のうち、産業技術総合研究所、理化学研究所その他20の研究開発法人は、独立行政法人通則法第1条第1項に規定する個別法（以下「個別法」という。）の定めるところにより、その研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用する事業者等に対し、出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。
- 五、公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち、日本医療研究開発機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、農業・食品産業技術総合研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構は、個別法の定めるところにより、一定の要件を満たす公募型研究開発に係る業務に要する費用に充てるための基金を設けることができる。
- 六、国は、若年者である研究者の雇用の安定等に資するために必要な施策を講ずるものとする。また、研究開発法人及び大学等は、その研究者が、年齢にかかわらず知識及び能力に応じて活躍できるよう、人事評価に係る機能の充実強化等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 七、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案(衆第7号)

(衆議院 30.12.4可決 参議院 12.5国土交通委員会付託 12.8本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進

することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関する国及び地方公共団体の責務並びに事業者及び国民の努力を定めることとする。
- 二 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないが、地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 三 政府は、毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならないこととする。
- 四 国及び地方公共団体がユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たって、特に留意しなければならない事項を定めることとする。
- 五 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し、及び実施するに当たっては、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 六 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設けるものとする。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 八 この法律は、公布の日から施行することとする。

### 建築士法の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 30.12.4可決 参議院 12.5国土交通委員会付託 12.8本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、最近における建築士をめぐる状況に鑑み、建築物の設計、工事監理等を担う優れた人材を継続的かつ安定的に確保するため、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であって、大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業し、建築に関する実務の経験を一定期間以上有する者等でなければ、受けることができないこととする。
- 二 大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者は、建築に関する実務の経験がなくても、一級建築士試験を受けることができることとする等、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格について所要の見直しを行うこととする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

### 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 30.12.4可決 参議院 12.5国土交通委員会付託 12.8本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、貨物自動車運送事業の健全な発達及び事業用自動車の運転者の労働条件の改善を図るため、事業の適確な遂行に関する遵守義務を創設するとともに、荷主に勧告をした場合における公表制度の創設等の措置を講ずるほか、貨物自動車運送事業の業務について平成36年度から時間外労働の限度時間の設定がされること等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により国民生活及び経済活動の重要な基盤である円滑な貨物流通に支障が生ずることのないよう、標準的な運賃を定めることができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一般貨物自動車運送事業等の許可の欠格事由を拡充するとともに、事業の許可基準においては

事業計画が事業用自動車の安全性を確保するため適切なものであること、約款の認可基準においては原則として運送の役務の対価としての運賃と、それ以外のサービス等に係る料金とを区分して収受することを明記するなど、規制の適正化を図ることとする。

- 二 貨物自動車運送事業者等の輸送の安全に係る遵守義務を明記するとともに、事業の適確な遂行に関する遵守義務規定を新設することにより、事業者が遵守すべき事項を明確化することとする。
- 三 貨物自動車運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう荷主の配慮義務規定を新設するほか、既存の荷主勧告制度について対象を拡大する等の制度の強化を図ることとする。
- 四 平成36年3月31日までの間、貨物自動車運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為をしている疑いのある荷主に対し、国土交通大臣は、関係行政機関と連携して、荷主の理解を得るための働きかけを行うことができ、さらに、荷主への疑いに相当の理由がある場合は、違反原因行為を行わないよう要請し、要請をしてもなお改善されない場合は、公表を前提とした勧告を行うことができる制度を新設することとする。
- 五 平成36年3月31日までの間、国土交通大臣は運輸審議会に諮り、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準とした標準的な運賃を定めることができることとする。
- 六 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 七 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、五は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

## 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案(衆第10号)

(衆議院 30.12.6可決 参議院 12.6厚生労働委員会付託 12.8本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、及び成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重して推進されなければならないこと、多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に適確に対応した成育医療等が切れ目なく提供されるよう、当該施策相互間の連携及び関連施策との連携を図りつつ、総合的に推進されなければならないこと等を定める。
- 二 国は、一の基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。地方公共団体は、一の基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 三 政府は、成育医療等の提供に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 四 政府は、一の基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）を定めなければならない。
- 五 国及び地方公共団体は、基本的施策として、成育過程にある者及び妊産婦に対する医療、成育過程にある者等に対する保健、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発、記録の収集等に関する体制の整備等並びに調査研究について必要な施策を講ずるものと

する。

六 厚生労働省に成育医療等協議会を置き、成育医療等基本方針の案を作成しようとするときは、同協議会の意見を聴くものとする。

七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 予 算

### 平成三十年度一般会計補正予算(第1号)

### 平成三十年度特別会計補正予算(特第1号)

(衆議院 30.11.2可決 参議院 11.2予算委員会付託 11.7本会議可決)

#### 【概要】

平成30年度は、夏が記録的な高温になるとともに、大規模な自然災害が頻発した。6月に大阪府北部を震源とする震度6弱の地震が発生し、児童がブロック塀の下敷きになるなど死者4人、負傷者が400人を超えるなどの被害を出した。7月には平成30年7月豪雨が発生し、死者が200人を超えるなど西日本を中心に甚大な被害を出した。9月には台風第21号が近畿地方へ上陸し、関西国際空港は冠水や連絡橋破損によって一時的に全面閉鎖された。また、同じく9月には震度7を記録した北海道胆振東部地震が発生し、人的被害だけでなく、土砂災害や北海道全域にわたる停電が発生した。

これら一連の災害に対し、予備費と既存の災害対策予算による対応が行われたが、安倍総理大臣は、10月2日に補正予算編成を指示し、同月15日に平成三十年度補正予算が閣議決定された。

歳出については、災害からの復旧・復興として7,275億円(7月豪雨への対応5,034億円、北海道胆振東部地震への対応1,188億円、台風第21号、大阪北部地震等への対応1,053億円)、学校の緊急重点安全確保対策として1,081億円(熱中症対策としてのエアコン設置822億円、倒壊の危険性のあるブロック塀対応259億円)、既に当初予算の半分以上を使用している予備費の追加として1,000億円が計上された。なお、本補正予算において既定経費の減額は行われていない。歳入については、公債金6,950億円(全て4条公債)、税外収入42億円、前年度剰余金受入2,364億円が増額された。

以上の結果、歳入歳出の追加額は9,356億円となり、これを加えた平成三十年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに98兆6,484億円となった。

#### 平成三十年度補正予算のフレーム(一般会計)

(単位:億円)

| 歳出の補正                 |         | 歳入の補正        |         |
|-----------------------|---------|--------------|---------|
| 1. 災害からの復旧・復興         | 7,275   | 1. 公債金(建設公債) | 6,950   |
| (1)平成30年7月豪雨への対応      | 5,034   | 2. 税外収入      | 42      |
| (2)平成30年北海道胆振東部地震への対応 | 1,188   | 3. 前年度剰余金受入  | 2,364   |
| (3)台風第21号、大阪北部地震等への対応 | 1,053   |              |         |
| 2. 学校の緊急重点安全確保対策      | 1,081   |              |         |
| (1)熱中症対策としてのエアコン設置    | 822     |              |         |
| (2)倒壊の危険性のあるブロック塀対応   | 259     |              |         |
| 3. 予備費の追加             | 1,000   |              |         |
| 合 計 (A)               | 9,356   | 合 計          | 9,356   |
| 当初予算額(B)              | 977,128 |              | 977,128 |
| 補正後予算額(A)+(B)         | 986,484 |              | 986,484 |

## 条 約

### 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号)

(衆議院 30.11.29承認 参議院 12.3外交防衛委員会付託 12.8本会議承認)

#### 【要旨】

この協定は、我が国と欧州連合との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させるとともに、電子商取引、政府調達、競争政策、知的財産、中小企業等の幅広い分野での枠組みを構築するものであり、2018年（平成30年）7月17日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文424箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主要内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書二-Aの規定に従って、他方の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

米について関税撤廃・削減等の対象から除外。麦・乳製品について国家貿易制度を維持。ソフト系チーズについて品目横断的な関税割当てを設定（枠内税率は段階的に引下げ、16年目に無税）。牛肉について15年かけて段階的に関税を引下げ（輸入急増に対するセーフガードを確保）

ロ 工業製品

ほぼ全ての品目について関税を即時撤廃

2 欧州連合による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

牛肉、茶、水産物等を含むほぼ全ての品目について関税を即時撤廃

ロ 工業製品

大部分の品目について関税を即時撤廃。乗用車について関税を8年目に撤廃。自動車部品について9割以上の品目で関税を即時撤廃

二、一方の締約国の原産品とされる産品は、他方の締約国において他の産品を生産するための材料として使用される場合には、他方の締約国の原産品とみなす。両締約国は、自動車生産において使用される一部産品について、各締約国が自由貿易協定を締結していること等の要件を満たした第三国を原産地とするものを、この協定における原産材料とみなすことができる。原産地に関する申告については、産品が原産品であることを示す情報に基づいて当該産品の輸出者が作成することができる。

三、締約国は、一定の要件を満たす場合には、二国間セーフガード措置をとることができる。

四、投資の自由化について、一方の締約国は、自国の領域における法人等の設立及び運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。国境を越えるサービスの貿易について、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。電気通信サービス、金融サービス等の規制の枠組みについて定める。電子商取引について、両締約国は、電子的な送信に対して関税を課してはならず、また、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コードの移転等を要求することができない。

五、この協定が対象とする調達機関が、基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を定める。

六、各締約国は、自国の法令に従い、協定の目的を達成するため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。締約国は、補助金が両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、

又は及ぼすおそれがあると認める場合には、原則として当該補助金を交付すべきでない。締約国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業の各企業が商業活動に従事する場合には、商業的考慮に従って行動すること、他方の締約国の企業等に対し無差別待遇を与えること等について定める。

七、両締約国は、知的財産（著作権、商標、地理的表示、意匠、特許等）の十分に効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産権の侵害に対して知的財産権を行使するための措置をとる。

八、各締約国は、自国の領域において効果的な企業統治の枠組みを発展させるための適当な措置をとる。

九、各締約国は、自国の規制当局が規制措置を立案し、評価し、及び見直すための手続及び仕組みに関する説明を公に入手可能なものとする。

十、前記のほか、税関に係る事項及び貿易円滑化、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障害、資本移動・支払・移転、貿易及び持続可能な開発、透明性、農業分野における協力、中小企業、紛争解決、制度に関する規定等について定める。

十一、この協定は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを両締約国が相互に通告する日の属する月の後2番目の月の初日に効力を生ずる。

## 日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 30.11.29承認 参議院 12.3外交防衛委員会付託 12.8本会議承認)

### 【要旨】

この協定は、我が国と欧州連合及び欧州連合構成国との間で、幅広い分野における協力を促進し、戦略的パートナーシップを強化するための枠組みを構築するものであり、2018年（平成30年）7月17日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文51箇条及び末文から成り、主な内容は、次のとおりである。

一、この協定は、両締約者が共通の関心事項に関する政治的な協力及び分野別の協力並びに共同行動を促進することにより、両締約者間の全般的なパートナーシップを強化すること等を行うことを目的とする。

二、両締約者は、前記一に定める目的を達成するため、相互尊重、平等なパートナーシップ及び国際法の尊重の原則に基づいてこの協定を実施する。

三、両締約者は以下の分野において、対話、協力等を行い、両締約者間のパートナーシップを強化する。

民主主義・法の支配・人権（世界人権宣言等の尊重）・基本的自由、平和及び安全の促進、危機管理及び平和構築、大量破壊兵器及びその運搬手段、小型武器及び軽兵器を含む通常兵器、国際的な関心事項である重大な犯罪及び国際刑事裁判所、テロリズム対策、化学剤・生物剤・放射性物質・核についてのリスクの軽減、国際的及び地域的な協力並びに国際連合の改革、開発（持続可能な開発及び貧困の撲滅を含む）に関する政策、防災及び人道的活動、経済及び金融に関する政策、科学・技術・イノベーション、運輸（航空、海上運輸、鉄道を含む）、宇宙空間、産業協力、税関、租税、観光、情報通信技術、消費者に関する政策、環境（資源の効率的な利用、生物の多様性等）、気候変動（パリ協定の実施を含む）、都市に関する政策、エネルギー、農業、漁業、海洋問題、雇用及び社会問題、保健、司法協力、腐敗行為及び組織犯罪との戦い、資金洗浄及びテロリズムに対する資金供与との戦い、不正な薬物との戦い、サイバーに係る問題に関する協力、乗客予約記録、移住、個人情報保護、教育・青少年・スポーツ、文化

四、両締約者の代表者を共同議長とする合同委員会を設置し、同委員会は、この協定によって構築

される全般的なパートナーシップを調整すること等を行う。

五、両締約者は、この協定の解釈、適用又は実施に関する紛争が生じた場合には、適時に、かつ、友好的な方法により当該紛争を解決するため、相互に協議し、及び協力するための努力を強化する。

六、この協定は、日本国の批准書並びに連合締約者による承認及び批准が完了したことを確認する文書が交換された日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずる。この規定にかかわらず、日本国及び連合は、一部の規定をこの協定の効力発生までの間適用する。

## 社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めの件(閣条第3号)

(衆議院 30. 11. 22承認 参議院 11. 27外交防衛委員会付託 11. 30本会議承認)

### 【要旨】

この協定は、我が国と中華人民共和国との間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入の問題の解決を図ることを目的とするものであり、2011年（平成23年）10月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2018年（平成30年）5月9日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金及び厚生年金保険に関する法令について適用し、また、中華人民共和国については、被用者基本老齢保険に関する法令について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、被用者として就労する者については、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者が、他方の締約国に派遣され一時的に就労する場合には、その派遣の最初の5年間は、一方の締約国の法令のみを適用する。
- 三、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続の完了を通知する外交上の公文を交換した月の後4箇月目の月の初日に効力を生ずる。

## 予備費等承諾を求めるの件

### 平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 継続審査）

#### 【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成29年10月6日から10月30日までに使用を決定した金額は639億円で、その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費626億円、衆議院議員総選挙啓発推進に必要な経費5億円、訟務費の不足を補うために必要な経費4億円などである。

### 平成二十九年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 継続審査）

#### 【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成30年3月23日から3月26日に使用を決定した金額は232億円で、その内訳は、大雪に伴う道路事業に必要な経費223億円、訟務費の不足を補うために必要な経費8億円である。

## 決算その他

### 平成二十九年一般会計歳入歳出決算、平成二十九年特別会計歳入歳出決算、平成二十九年国保税納金整理資金受払計算書、平成二十九年政府関係機関決算書 (衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

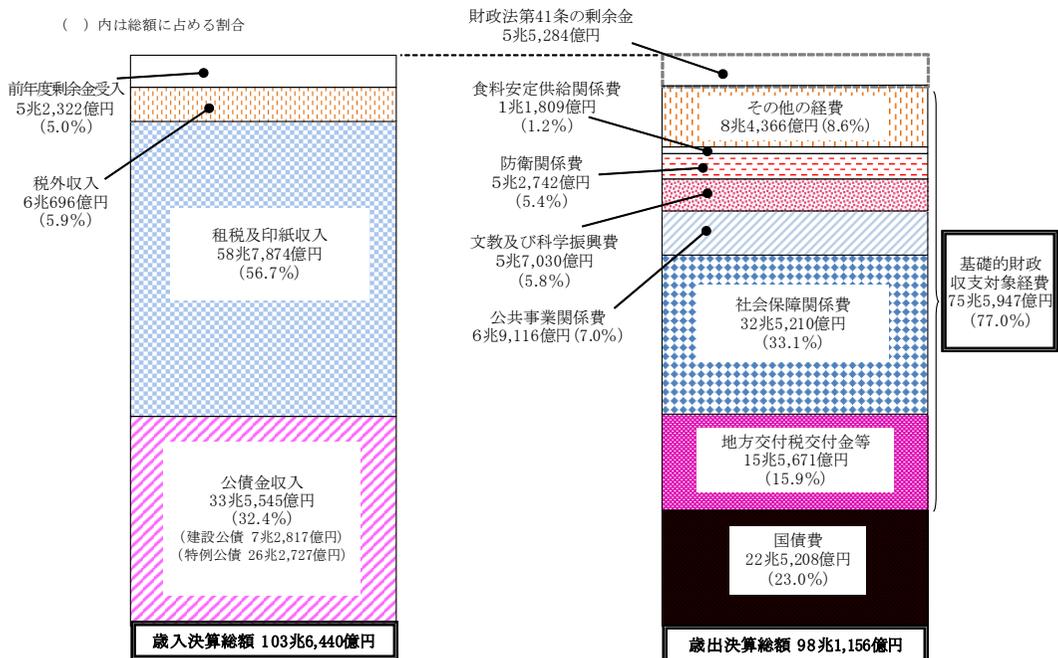
平成二十九年一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は103兆6,440億円、歳出決算額は98兆1,156億円であり、差引き5兆5,284億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成30年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は9,094億円である。

平成二十九年特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は386兆4,869億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は374兆1,502億円である。

平成二十九年国保税納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は75兆9,847億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は74兆6,234億円であるため、差引き1兆3,612億円の剰余を生じた。

平成二十九年政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,296億円、支出済額を合計した支出決算額は9,618億円である。

〈平成二十九年一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成29年度決算の説明」より作成

### 平成二十九年国有財産増減及び現在額総計算書 (衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

平成二十九年 度 国 有 財 産 増 減 及 び 現 在 額 総 計 算 書 に お け る 29 年 度 中 の 国 有 財 産 の 差 引 純 増 加 額 は 8,161 億 円、29 年 度 末 現 在 額 は 106 兆 8,241 億 円 で あ る。

**平成二十九年 度 国 有 財 産 無 償 貸 付 状 況 総 計 算 書**  
(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

平成二十九年 度 国 有 財 産 無 償 貸 付 状 況 総 計 算 書 に お け る 29 年 度 中 の 国 有 財 産 の 無 償 貸 付 の 差 引 純 増 加 額 は 301 億 円、29 年 度 末 現 在 額 は 1 兆 1,108 億 円 で あ る。

## N H K 決 算

### 日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

本件は、日本放送協会の平成29年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成29年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆1,437億円、負債合計は3,972億円、純資産合計は7,465億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,156億円、経常事業支出は7,073億円となっており、経常事業収支差金は83億円となっている。